

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		長期優良住宅の普及の促進に関する法律による容積率の特例の許可
根拠条例・規則等名		長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年2月5日法律第87号）
条 項		第18条第1項
所 管 部 課		建設局 建築部 建築行政課（048-829-1533）
審 査 基 準	基 準 （未設定の場合はその理由）	さいたま市長期優良型総合設計制度許可取扱基準 （令和5年4月1日より運用） 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条の規定の運用について （令和3年10月20日 国住街第157号）
	設定等年月日	令和4年2月20日設定 令和5年4月1日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 （未設定の場合はその理由）	90日
	設定等年月日	令和4年2月20日設定 令和 年 月 日最終改正
備 考		